## 熊本県監査委員公告第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成24年度、平成25年度及び平成27年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、次のとおり公表する。

平成28年12月28日

熊本県監査委員豊田祐一同竹中潮同溝口幸治同坂田孝志

番号	頁	所管課	調査確認部署	件名	指摘・ 意見 の区 分	内 容	改善措置
1	18	会計課		公金に関する 資金運用規定 の整備につい て	指摘	「熊本県公金管理に関する方針」の他に、「資金管理要綱の施行等について (通知)」が公表されているが、これは、資金管理要綱の施行に伴う事務の取扱いについて通知されたものに過ぎず、資金運用に関する指針を示したものではない。 今後、熊本県としての資金運用規定を定め基方針対象等明確にすべきである。	会計課が定めている資金運用方針を整理し公表する。
2	20	会計課		資金運用における資金の範囲について	意見		資金の集中管理・運用については、日銀の金融緩和政策(マイナス金利政策等)等金融市場の状況に応じて、適宜企業局・病院局と協力したいと考えており、企業局・病院局と検討を始めている。引き続き両局と検討を進める。
3	21	会計課		熊本県主導の 県内市町村の 公金運用につ いて	意見	各自治体が抱える、資金運用に関するノウハウや人材確保の問題を解決するため次の手法が考えられる。 第一段階:県が市町村等の資金運用のアドバイザリー的立場で運用元の相	自治体の保有する公金は各自治体が責任をもって管理・運用していくことを基本としつつ、県では専門家と連携するなどして資金運用に関する市町村向け研修会を開催する等の支援を行っている。県内市町村の資金の一括運用については、各市町村の資金需要予測の精度に差異があることや、一括運用導入に伴うコスト、各市町村の意向、他県の事例等を勘案しながら、安全かつ効率的な運用のあり方を検討していく。
4	23	会計課		熊本県中小企 業融資制度に よる資金運用 について	意見	商工振興金融課の実施する中小企業融資制度への預託による資金運用について、現在のように低金利で、金融機関も資金の運用先に窮している状況では、金融機関に対して資金を預託しなければ制度運用できないという状況ではない。 当該制度が開始されて長年が経過するが、制度が固定化してしまい、予算についても硬直化している可能性がある。 制度の意義は評価できるが、現状を鑑みれば、預託する金額は貸出金に対応する額との見合いで十分であり、超過する額は不要であるように考える。今後、当該制度に預託金として資金を固定化することが妥当か、運用利率がよい運用対象があれば、そちらで資金運用した方が効率的ではないかといった観点に立って、金融機関に対する預託資金割合の見直しについて協議する必要がある。	中小企業融資制度の効果、県資金の管理・運用状況及び金融市場の動向を踏まえながら適時対応を検討する。
5	28	会計課		「指定金融機 関」との契約に ついて	意見	熊本県は、資金の運用にあたって、指定金融機関を含む金融機関による入札制度を採用し、より多くの運用益を確保しようとしている一方で、指定金融機関他の提供する熊本県の窓口収納に係る事務経費は無償としており、非常に不公平な印象を与える。窓口収納手数料が無料であれば、県資金をその分他の事業に使用できるという意味で、県民にとってメリットがあるようにも感じるが、民間企業にコストを押し付ける事となり、正当な経済競争を阻害する恐れがある。今後熊本県においても、手数料の支払いの要否について慎重に検討する必要がある。	公金に関する手数料等の取り扱いについては、今後適宜、関係所管課との協議・検討を進める。

番号	頁	所管課	調査確認部署	件名	指摘・ 意見 の区 分	内 容	改善措置
6	30	会計課		有価証券等に よる運用に関 する会計処理 について	意見	現在、債券を額面よりも高く購入した場合と、低く購入した場合で、償却原価法による調整に関して会計処理が統一されていない。 歳入・歳出決算では、債券をアンダーパーで購入した場合、アンダーパー部分の資金的裏付けが保有中はないとして、満期償還時に一括認識している。資金的裏付けを必要とする歳入・歳出決算では妥当な方法と言わざるをえないが、今後、発生主義会計への移行を検討する時期にあり、償却原価法による調整に関して会計処理の統一が必要である。	全国地方自治体で一斉に導入される予定となっている新地方公会計制度によって示される会計処理方法に従って処理する。
7	32	会計課		政府調達苦情検討委員会について	意見	苦情の申立て先は、できるだけ調達機関から独立した部署が行うことが望ましく、委員会の事務局となっている出納局会計課とした方が望ましいと考える。また、苦情の申立てがあった場合の通報先について「政府調達に関する苦情の処理手続」に明文化されていない。今後、苦情の受付から苦情検討委員会に上程するまでの流れを追加して明文化する必要がある。さらに、より委員会の実効性を上げるためにも、県のホームページに委員会に関する情報を載せるだけでなく、募集広告等に苦情の通報先の情報を記載する等し、より入札参加者が苦情の申立てを行いやすくする必要があると考える。このときメール等でも受け付けることができるよう配慮が必要である。	御意見のとおり、申し立てに関する取り扱いについてはHPに掲載し丁寧に周知していく。
8	34	会計課		入札監視委員 会の設置の必 要性について	意見	県が発注する工事に関し、入札及び契約事務の適正な執行を図るため入札 監視委員会を設置し、事後的に入札手続き等が適切になされたか検証を行う 仕組みをもっている。 しかし、物品調達に関する契約については、現状このような組織をもっておら ず、比較的高額な契約であってもその契約業務に対するモニタリング機能が 存在しない。 今後、物品調達についても入札監視委員会を設置し、定期的にモニタリング することを検討する必要がある。	物品調達に関する入札については、出納機関による会計審査によって入札及び契約事務の適正な執行を図っている。 なお、物品調達に係る入札監視委員会の設置については、今後他県の事例等を調査のうえ研究していく。
9	42	会計課		過年度支出に 係る事務処理 について	指摘	職員2名の旅費229千円が、平成24年度、及び平成25年度の2年間に渡って未払いとなっていた。 過年度支出伺の記載によれば、「1人の職員が担当したため」とのことである。不正の発生は、内部の相互牽制機能により防止又は適時に発見できるが、1人の担当者で行っている場合は、不正に繋がりかねない状況である。このような業務体制が他にも多数あるとは限らないが、業務体制を見直し、チェック体制を確立し、さらに上席者のレビュー、承認体制を充実させることで、不適正な会計処理、支払漏れが再び発生することがないようにすべきである。	不適正な会計処理の防止のためにこれまで指導、研修、通知、情報 誌の発行等を行っているが更に周知・徹底する。
10	43	会計課		物品調達等に 関する不過正 な事務防止策の 再発防止策の 一環システム の措置	意見	「予算流用化手続きの弾力化」に関する措置を適用した実績は存在しているものの、件数及び金額等は把握していない。また、「歳出削減策に係る優遇措置」については、適用した実績はないということだった。 不適正な事務処理の再発防止策の一環として認められた両制度であるが、未だ効果的な手続きとなっているか、状況の把握ができていない。予算流用化手続きの弾力化という制度は、自治体予算の限界を克服できる有用な制度であることから、さらに利用しやすいように予算規則及び関係規定の整備を行うとともに、その周知・徹底を図っていく必要がある。	「予算流用化手続きの弾力化」の取扱いは継続し周知・徹底を図る。 「歳出削減策に関する優遇措置」については、これまで実績がないため、今後、利用が促進されるよう、更なる周知・徹底を図っていく。

					指摘•		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
番号	頁	所管課	調査確認 部署	件名	意見 の区 分	内 容	改善措置
11	45	会計課		研修の受講管 理について	指摘	い。このため、所管課による対象者の把握に依拠しており、受講すべき対象者が漏れなく受講できているか、網羅性の把握が不十分であると考える。今後研修会の受講状況を管理するシステムを構築し、必要な研修について各職員が継続期間を通して受講漏れが発生しないよう管理する必要がある。	新任の経理担当者や班長など受講対象者を限定している研修については、各所属から収集した新任担当者等の情報と出席者名簿とを突合し、未受講者を把握することで、受講漏れが発生しないよう研修実施体制を整備している。 なお、今後も引き続き職階・分野・能力別等各種研修の充実を図るとともに各研修参加機会を増やし職員の能力向上を進めていく。
12	47	会計課 管理調達 課		入札契約事務について	指摘		指名競争入札における契約保証金の免除については、昭和39年に定めた「会計規則に基づく入札保証金並びに契約保証金の免除」を基に行っているところであり制定当時の会計規則の関係条項に変更がないことから、本定めは現在でも有効であると考えているが、指摘も踏まえ改めて検討していく。
13	48	会計課 管理調達 課		入札契約事務について	意見	契約保証金の授受から維持管理、返金といった作業は、相手方にとっても県にとっても負担であることから、その意味でも契約保証金を原則不要とすることが作業効率にも繋がり、望ましいものと考えられる。また、契約保証金が不要となれば、競争入札が活性化し、より広い競争が生まれるものと期待できる。今後契約保証金制度の見直しが望まれる。	けられており、法定であることから、原則不要とすることはできないが、 一定の要件を満たす場合に契約保証金を免除しており、この運用につ
14	52	会計課		チェックリスト やマニュアル の整備につい て	意見	審査業務について、担当者の経験や知識に差異があることから、チェック内容にズレが生じるため、品質にむらが存在する。 今後、チェックリストを作成し、審査業務の標準化を図る必要がある。 また、所管課においては、チェックリストを契約書類一式に添付するようにし、 作業の進捗管理、添付資料の確認等ができるように配慮すべきである。	審査業務に係る研修や知識情報の共有及び会計事務マニュアルの 活用等を進め審査担当職員の能力向上を図る。
15	53	会計課		収入証紙特別 会計の繰越金 残高について	意見	熊本県が採用する会計処理方法によれば、紛失等により書類に貼付されて 回収されることが見込まれない証紙については、特別会計の残高として残るだけで、一般会計収入に振替えられる可能性がない。今後運用方針を見直す必要がある。	
16	59	会計課		収入証紙取り 扱いに関する 手数料につい て	意見	熊本県では、指定金融機関に対し、収入証紙の管理を委託している。しかし、取決めにより収入証紙の管理に対する委託料は支払わないこととなっている。 業務を委託しているにもかかわらず、正当な対価を支払っていない場合、受託者側に負担を強いる結果となり、正常な経済活動を阻害する恐れがある。対応策として次の方法が考えられる。 ①熊本県収入証紙規則を改訂し、証紙の出納保管に関し指定金融機関以外でも取扱いができるようにした上で、適正な手数料を支払うようにし、競争入札により手数料の低い金融機関に管理を委託する。 ②従来どおり委託する場合、管理業務に要する人件費の見積額や他県の事例等を参考に、適切な管理委託料を支払う。 今後、熊本県においても、手数料の支払いの要否について慎重に検討する必要がある。	公金に関する手数料等の取り扱いについては、今後適宜、関係所管課との協議・検討を進める。

番号	頁	所管課	調査確認部署	114. 由	指摘・ 意見 の区 分	内 容	改善措置
1	7 61	会計課		収入証紙の取 扱いに関する 将来の方向性 について	意見	他の自治体では収入証紙の取り扱いを廃止し、現金収納に切り替える事例も出てきている。また、証紙取扱に関するコストも無視できるほど小さいわけではなく、これを効率化できれば厳しい県の財政状況下において、支出の削減効果も見込まれる。 収入証紙の取扱いに関してはいくつかの問題点があることから、今後の収入証紙の取扱いや、手数料収受等に関する方向性について、見直しが必要である。 収入証紙に代わる収納の代替的手段として次のようなものが考えられる。 ①コンビニ収納の積極的活用 ②現金による手数料収受の検討 ③今後の可能性として、クレジット決済、ペイジー等の電子決済基盤など	収入証紙に代わる収納の代替的手段として考えられるコンビニ収納 やクレジット決済等については、収納事務に係るシステムの改修や維持 管理、コンビニの取扱手数料等のコスト面も考慮する必要があるため、
13	3 73	管理調達課		入札システム に関する規則 への適合性に ついて	意見	業務フローにした方が、システムを有効活用できると考える。	御意見の点は、今後、電子入札システムの改修を行う際に検討したい。 い。 なお、同システムは、県及び県内市町村による共同利用であるため、 改修を行う場合、市町村との協議が必要となる。
1:	9 75	管理調達課		システムに合 わせた業務処 理統制の整備 について	意見	入札システムへ情報を入力する際は、必要な情報を漏れなく入力できるよう 配慮する必要がある。 また、情報を入力した結果をアウトプットし、入力元となる資料と突合すること で、入力ミスを適時に発見できる。 実際の業務に合わせたシステムの構築も重要であるが、必要に応じてシステムに合わせた業務処理内容の改善、および必要文書等の再整備を行う必 要がある。	電子入札システムに入力した情報については、その結果を印刷して、 入力元となる資料と突合するよう、マニュアル化するとともに、電子入札 システム操作研修会において、指導、徹底する。 また、電子入札システムへ情報を入力しなければならない事項につい ては、施行伺いに記載するよう手引きを改正するとともに、研修会等の 機会を通じて注意喚起を行う。
2	76	管理調達課		通報制度の通 報実績記録に ついて	意見	る。   知事部局以外にも各任命権者においても通報制度を導入しているが、運用	御意見を踏まえ、知事部局、教育委員会、警察本部、企業局及び病院局の通報窓口に関する情報を、管理調達課にて一括して県ホームページに掲載し、通報に際して利用しやすい環境を整えることとした。また、内部通報制度については、知事部局、教育庁、警察本部の現行の制度において、不適正事務処理に関することも、弁護士に通報できるようになっており、通報者の身分が保証されるようになっているため、その活用により目的を達することが可能である。
2	1 78	管理調達課		使用備品整理簿の保存について	意見	けなければすべての備品を確認することは不可能であると考えられることから、チェック証跡を残すことで、管理責任者による適正な実査が行われているかの疎明資料となる。 さらにチェック証跡等をつけた「使用備品整理簿」を保管することで、管理調達課で行われる会計事務検査等で実施状況を確認できる。	現在、備品の確認においては、使用備品整理簿の写しを各使用責任者へ配付し、現物確認をそれぞれで行ってもらい、内容に変更があれば使用備品整理簿の修正を行っており、適正なチェックが行われているものと考える。 修正前と後の使用備品整理簿の保存の方法については、これまで特に指導は行っていなかったが、今後は会計事務検査等においてチェック証跡等をつけた使用備品整理簿に確認印を押印し、保存するよう指導することとする。

番号	頁	所管課	調査確認部署	件名	指摘・ 意見 の区 分	内容	改善措置
22	80	管理調達課	秘書課	登録がなされ ていない備品 について	意見	備品管理システムに登録されていない備品が知事室に保管されていた。 贈答品が知事個人に対して贈られ、そのまま保管されるケースも発生することから、知事個人に贈られた物と県の備品が一緒に保管されているため、これらを明確に区別して保管することが望ましい。 知事個人に対する贈答品のような私有物については、熊本県の備品ではないことを明確にするために、「県備品対象外」のシール貼付等を検討すべきである。	知事個人に対する贈答品については、これまで同様管理台帳を整備 し、贈答日、相手方、物品名等を記録した。 また、「県備品対象外」シールを貼付し、私有物であることを明確にし た。
23	81	管理調達 課	広報課	使用備品整理簿等の保管状況について	指摘	この手続きの重要性を物品事務担当者がよく理解し、「使用備品整理簿」の収集にあたっては、各使用責任者からの情報漏れがないよう、例えば一覧表	各所属においては、すでに御指摘の方法で編纂しているところであり、統一的なルールを作らなくても、各所属で適正に処理できるものと考えている。 また、当該事例は、例外的なケースであると考えられるが、重要な指摘であるため、今後研修などで周知する。
24	82	管理調達課	広報課	備品登録情報の誤りについて	指摘	備品管理システム移行前の備品に関する登録誤りについては、備品管理システム内の取得年月日情報を確認し、異常に古いものが存在しないか確認のうえ、古いものが存在した場合は現物を確認するといった視点での作業が必要であると考える。 また、物品管理者によるダブルチェックについても、他班の担当者と相互に行う等、できるだけ第三者によるチェックを導入すれば、さらにチェックの効果は高まるものと考える。	当該事例は登録ミスによるものであるが、御指摘のとおり、異常に古い取得年月日の備品があった場合、現物を確認する作業は必要と考えられることから、今後の会計事務検査においては、登録年月日が古い備品について、登録誤りがないか、確認を行っていく。
25	84	管理調達 課	管財課 人権同和政 策課	現物確認の実施時期について	指摘	年度初めに行われる「使用備品整理簿」の有用性、使用責任者の自覚の向上及び使用責任者の責任の所在を明確にする観点からも、「使用備品整理簿」は4月30日までに所属職員から受領・確認印をとり、簿冊に編纂する必要がある。 また、所属内においても、作業の完了時期を確認することが望まれる。	使用備品整理簿による確認を4月30日までに行うよう、引き続き研修会や会計事務検査等の機会を通じて周知していく。
26	85	管理調達 課	情報企画課	取得等異動の際の使用備品整理簿の整備状況について	指摘	備品の受入又は引継ぎがあった場合は、その都度「使用備品整理簿」を印刷し、使用責任者による受領・確認印をとったうえで、簿冊に編纂する必要がある。 課内の備品に関する諸手続きが確実に実施されていることについて、上席者のモニタリングも併せて確認作業を行うことが望まれる。	使用備品整理簿の整備については、会計事務検査で指導を行っているところであるが、手続き漏れが生じないよう、今後も、指導を徹底していく。
27	86	管理調達 課	情報企画課	備品整理票の 運用状況につ いて	指摘	備品登録情報に変更が生じた場合及び年度初めに行われる備品の現物確認時に備品シールの内容の相違を発見した際には、備品シールの貼り替えを行うよう、研修や会計事務検査等で再度注意を促すなどの対応が必要である。	備品シールの貼付の確認等は、研修会や会計事務検査において既に 実施しているところだが、引き続き、周知徹底していく。
28	87	管理調達 課	人権同和政 策課	映画フィルムに ついて	指摘		本県が製作した「だけん・なん」については、資料的価値があるものとして、再生可能なフィルムはDVDに変換して課内で保管し、再生不可のフィルムは処分する。また、その他のフィルムについては、再生状態を確認し、「不用備品の処分手続き」に基づき処理する。
29	89	管理調達 課	産業技術センター	不用決定処分の遅延について	指摘	備品が平成26年3月に故障し、修理不能と判断されているにも関わらず、平成27年9月の外部監査人による監査まで、1年以上に渡って不用決定の手続きがとられていない。 処分を容易にできない自治体特有の事情は理解できるものの、修理不能と 判断された場合はその後使用される可能性がないことから、ルールに従い不 用決定に向けての手続きをすみやかにとるべきである。	不用物品の処分については、平成27年度に、「物品処分担当者研修会」を実施し、手続等の周知を図るとともに、速やかな処分を促している。今後も会計事務検査等で周知を徹底し、不用物品の速やかな決定と、処理が行われるよう指導していく。

番号	頁	所管課	調査確認部署	件名	指摘・ 意見 の区	内容	株式 ] 改善措置
			<b>下</b> 师		分	固定資産は長期間に渡って保有、使用されることから、備品管理システムの 登録情報は非常に重要であり、その修正については厳格な手続きを要求して	備品管理システムで登録されている情報については、使用責任者や 品質規格情報等の部分のみ担当者で修正可能であり、取得年月日や
30	90	管理調達 課		備品管理シス テムの登録内 容の修正につ いて	意見	はる。しかし、一部の情報については、運用面に配慮し、限られた担当者に修正権限を与えている。 このように一部手続きを緩和する場合、不正又は誤謬による修正がなされる リスクがあることから、このような修正が発生していないかモニタリングする必要がある。 今後、修正ログについて定期的にモニタリングしを実施し、正当な理由による 以外の修正が発生していないか確認する必要がある。	取得金額等の重要事項については担当者個人で修正を行うことは出来なくなっている。 仮に備品管理システムの修正について問題が生じた場合は、備品異動履歴一覧をデータ出力することにより、誰がどのような修正をいつ行ったかを確認することができるため、御懸念の点については心配ない
31	92	管理調達 課		備品登録リスト の活用につい て	意見	支出負担行為が決裁されて作成される備品情報は、支払が行われる備品情報であり、この備品情報が適切に備品登録されていることを管理調達課で確認する必要がある。 今後備品登記が確実に行われていることを確認するため、定期的に備品未登録リストを出力し、未登録状態となっている備品について、備品管理システムで適切に登録されていることを確認する必要がある。 また、会計事務検査の検査項目とすることも効果的であると思われる。	御意見を踏まえ、平成27年度末の処理については、各所属に対し、 未登録リストを必ず出力のうえ、未登録の備品がないか確認するよう新たに通知に取り入れた。 さらに、平成28年度後期の会計事務検査から未登録リストを出力させ、管理調達課でも確認を行う。
32	94	管理調達 課	産業技術センター	書類への登記済みの記載漏れについて	指摘	備品の異動が発生した場合、「物品出納簿」へ正確に登記されることが適正な備品管理の第一歩であり、登記が適切になされたことを明確にするために、熊本県では「備品異動申請書」及び「用品交付通知書」に物品出納簿へ登記した旨を記載することを求めているが、その旨の記載が漏れているものがあった。 今後、担当者に決められた処理を正確に実施するよう指導したうえで、事後的に記載漏れがないか所管課内で確認することが望まれる。	「備品出納管理簿への登記済み」の記載については、会計事務検査でも指導しているところであり、これまで記載漏れがないよう指導をしてきた。 しかしシステムに入力することで登記は完了し、備品異動申請書及び用品交付通知書へ改めて登記した旨の記載を求める必要性は低いと考えられることから、今後は登記記載省略の方向で検討を行っていく。
33	95	管理調達 課	産業技術センター	書類への登記済みの記載漏れについて	意見	「備品異動申請書」及び「用品交付通知書」に物品出納簿へ登記した旨を記載することを求めているが、当該記載を求める必要性は明確ではない。 「備品異動申請書」及び「用品交付通知書」に物品出納簿へ登記した旨の記載を漏らしたとしても、最終的に登記漏れとなる可能性は低いことから、当該記載を求める必要があるか検討が必要である。	現在、備品を購入した場合はシステム入力を行うことにより、備品の登記を行っている。御指摘のとおり、システムに入力することで備品異動申請書及び用品交付通知書が出力されることから、登記漏れを防ぐためこれらの書類に登記した旨の記載をする必要性は低いと考えられる。よって、今後は登記記載省略の方向で検討を行っていく。
34	96	管理調達 課	管財課	書類への決裁日印の漏れについて	指摘	「備品異動申請書」に決裁日を押印する趣旨は、異動に関する申請が適正なものであるか最終確認をし、「備品出納簿」へ登記可能な状態であることを明確にすることにある。 今後、担当者に再度理解を促したうえで、決められた処理を正確に実施するよう指導する必要がある。	決裁印については、会計事務検査で指導を行っているところであるが、押印漏れが生じないよう、今後も、研修会等を通じて指導を徹底していく。
35	97	管理調達 課	管財課	備品異動申請 書の決裁日付 の誤りについ て	指摘	「備品異動申請書」の決裁日は物品管理者が備品の異動について承認をする重要な日付であり、より正確な記載が必要である。 申請書の日付等に不備が存在しないか、書類をより慎重に確認する必要があり、会計事務検査において織り込むことが望まれる。	日付の前後関係については、会計事務検査ですでに確認を実施しており、今後も確認を徹底していく。
36	100	管理調達 課		グリーン購入 について	指摘	役務提供契約のうち、印刷についての調達目標を熊本県のホームページで確認したところ、平成23年度、平成24年度、平成25年度ともに「100%」となており、平成26年度から「可能な限りの調達」となっていた。しかし、実際に当該調達目標が「可能な限り調達」と変更されたのは平成21年度からであり、この取扱いがホームページ上の記載に反映されていなかったようである。努力目標として捉えられているとはいえ、ホームページにおいて方針を公表していることから、公表内容について慎重に確認する必要がある。	当該ホームページで公表中の平成25年度以前の「熊本県グリーン購入推進方針に係る調達実績」中の「印刷」に係る調達目標について、「可能な限り調達」と修正済。 今後、公表内容については、慎重に確認し、修正等が必要であれば適宜行っていく。

番号	頁	所管課	調査確認部署	件名	指摘・ 意見 の区 分	内 容	改善措置
37	100	管理調達 課		グリーン購入 について	意見	等物の有無について検討することが改善の一助となると考える。 また、グリーン購入の対象となっていない用品要求書において、グリーン購入に関して何ら確認する項目がないことから、管理調達課が別途グリーン購入	
38	103	管理調達 課		定例見積について	指摘	見積書辞退に関する書類を確認した中で、見積書の辞退であるにも関わらず、別様式である契約辞退届の提出が受理されていた。 新たに始めた取り組みにおいては、不慣れなことから往々にしてミスも発生しやすいことから、今後一層の注意、確認が望まれる。	定例見積を行うにあたっては、より慎重に行いミス等の発生防止に取り組んでいる。
39	103	管理調達 課		定例見積について	意見	見積書辞退届の提出においては、開札の前までに行う必要があるため、通常FAX等で一旦提出され、開札後に持参ないし郵送された原本と差し替えて保管している。この際FAXされた見積書辞退届を破棄しているが、一旦はFAXされた書類をもとに手続きを行うことから、FAXによる文書そのものも重要な書類といえる。また、受信時間等の記載をする場合もあることから、差し替えるのではなく、どちらも保存することが望ましい。今後保存すべき書類の見直しが必要である。	書類の編纂にあたつては、御意見を踏まえて双方編纂する。
40	106	管理調達 課		物品調達について	意見	一般競争入札や定例見積による競争性を高めた契約方法により、一定のコスト削減は図られていると考えるが、大量購入によるコスト削減が達成できていない。 今後、類似性の見られる事務用品類をある程度統一したものにすることで、可能な限り単価契約の対象とし、または大量購入できるようにすることで、事務の効率化及びコスト削減につなげることができると考えられる。	現在、消耗品の調達のための電子カタログを作成しており、電子カタログ導入後は調達実績を確実に把握できるため、実績を確認しながら単価契約対象品目の拡大を検討していく。
41	109	管理調達 課		マイクロフィル ムキャビネット の購入手続き について	指摘	マイクロフィルム保管棚の取得について、特殊な物品であることから、事前に見積りを1社からとったうえで予定価格の積算を行っている。所管課内では、当該仕様をもったキャビネットは、他のメーカーでは生産していないことを確認しているようであるが、このことを検討資料としては残していない。第三者によるチェックの効果を上げるためにも、他のメーカーとの比較資料または条件を満たす機種を他のメーカーが生産しておらず、調達した機種しか条件を満たすものがないことを確認できる資料を添付する必要があると考える。	調達手続きにおいては、必要な書類については、確実に添付、編纂していく。
42	111	管理調達 課		管理調達課調 達班の事務の 範囲について	意見	企業局や病院局については、会計が別であることから、予算も別に管理する 必要があり、なかなか局を超えた業務の集約は困難であることは理解できる。 しかし、予算の問題をクリアできるのであれば、管理調達課の集中調達に企業 局、病院局等も含めた方が、より効率性は上がるものと考える。 また、入札事務の適正化を図るためにも、入札事務を一か所に集約し、実施 した方がモニタリングは働きやすいと考える。 今後、会計単位を超えて管理ができるよう、事務の集約化を進めることが望 まれる。 また、管理や研修等についても、情報共有することで、品質を確保できるもの と考える。	企業局、病院局については、予算や経理システムが異なるなかで財務システムの改修の検討や処務規程、事務のあり方等課題や検討すべき事柄も多く、早急な対応は困難と考えている。

						,	様式1
番号	頁	所管課	調査確認部署	件名	指摘・ 意見 の区 分	内容	改善措置
43	112	管理調達 課		購入実績の情 報の管理につ いて	意見	県庁内の物品調達については、電子決裁が導入されていないことから、事後的に情報を収集することが困難である。 今後システムを改修するタイミングで、後々購入実績を集計できるようなシステムに改修することを検討すべきである。 また、現時点においては各所管課へのアンケート等により集中調達を希望する物品を把握し、単価契約を導入する等の工夫が必要である。	後、総合的な財務システム改修を行う際に、検討したい。 現在、単価契約の用品選定では需要が多いものについて所属へのアンケートを実施する等して把握に努めているところであるが、これに加え
44	113	管理調達 課		作業服の購入について	意見	作業服の購入について、統一することでアイテムごとの発注金額が増加することから、単価契約の導入によるコスト削減が図られる可能性がある。 今後、統一することで購入単位を増やし、大量発注によるコスト削減効果を 得る必要がある。	作業服の単価契約については、個々の採寸をどうするか等課題も多いものの、単価契約の効果が高い品目の一つであるので、今後、検討を行いたい。
45	114	管理調達 課		指名委員会の 議事録につい て	意見	指名競争入札を実施する場合、管理調達課において指名委員会を開催し、指名先を決定している。管理調達課においては指名業者のリストが作成されており、その中から一定のルールに基づいて、不公平が発生しないよう配慮して指名業者の選定がなされていた。しかし、当該ルールに関する明文化及び選定過程の記録は残っておらず、指名委員会の議事録には結果が記載されているのみであった。当該委員会は非公開であり、その選定過程には一定の職員しか関与しないことから、今後は選定経緯の透明性を確保するためにも、選定のルールの明文化及び選定過程の記録を残すことが必要であると考える。	管理調達課の指名業者の選定については「指名基準(内規)」を定め 運用している。 また、議事録については、御意見を踏まえ作成する。
46	115	管理調達 課		車両購入の予算措置について	指摘	管理調達課における車両の調達については、予定価格の算定において見積価格に0.7等の係数をかけて算定しており、いわゆる歩引きがなされていた。当該問題は、厳しい熊本県の財政事情が強く影響しており、限られた予算しか確保できない現状の現れであることは理解できる。しかし、根拠のない歩引きは公正な経済活動を阻害するものであり、絶対に避ける必要がある。予算の制約があったとしても、業者側に負担を強いることは認められない。 今後、予算額自体を増額することで、適正な入札事務の執行が実現することを希望する。	予定価格は、過去の調達実績や適正な市況価格等総合的に勘案して 定めており、参考見積価格からある程度の歩引きを行うことは適当なも のと考えている。(また、入札にあたって予定価格は公表しておらず、直 接的に算定した結果で業者に負担を強いていることもない) 予算単価の算定にあたっては、調達実績を踏まえ財政当局と協議し ながら決定しており、今後も調達実績等を見ながら適宜見直していきた い。
47	116	管理調達 課		車両調達の仕様書について	指摘	かつては自動車の性能は排気量に比例していたことから、仕様について排気量を目安に決めていたことは理解できる。しかし、技術力の進んだ現代においては、必ずしも排気量と車の性能は比例するものではなく、従来のような排気量だけで仕様書を作成することは必ずしも合理性がなくなってきているものと考える。選択肢が増えすぎて、仕様書を作成することが困難になってきていることは理解できるが、今回のような特定の車種の購入が初めから意図されているような仕様書の作成は問題があると考える。排気量を1500ccまで幅を認めれば、該当車種が倍以上に増加することから、少なくとも「排気量 1500cc~1800cc」といった幅を持たせた仕様にしなければ、競争性の確保、選択肢の確保は困難であると考える。今後、車両の取得においては、仕様のかけ方について見直しが必要であると考える。	
48	118	管理調達 課		単価契約における掛率算定 資料のチェック体制について	指摘	担当者のみによるチェックでは、発見できる誤りは一定の傾向のものに限定されることから、十分ではなく、複数の目でチェックすることが望まれる。 今後入札事務の負担を軽減するためにも、より上流におけるチェック体制を構築すべきであり、掛率算定資料についても作成段階での第三者によるチェックが必要であると考える。	調達における公告においては、担当チェックの他、副査、班長のダブルチェック体制を行っているところであるが、御指摘を踏まえ、より一層 慎重にチェックを行っていくことにした。

番号	頁	所管課	調査確認部署	件名	指摘・ 意見 の区 分	内 容	改善措置
49	119	管理調達課		単価契約における予定金額の見直しについて	指摘	必要な調整を加える趣旨は、予算内に納まるように調整することにある。 しかし、落札率が低いアイテムについては、定価に掛率を掛けて予定金額を 算定しているものの、予定金額がまだ市場価格を十分反映できていないことか ら、落札率が低くなっている可能性がある。 予定金額の積算については、落札率の実績を検討し、落札率の低いアイテムについては市場調査が十分できていない可能性もあることから、慎重に見 直す必要がある。	適正な市況価格を反映させた予定価格となるよう努めていく。
50	120	管理調達課		予定価格の算 定における端 数の切捨てに ついて	指摘	工事等の入札であれば金額が大きいことから、端数を調整した金額で入札が行われることも多く、予定価格の端数調整も特に重要な影響がないと考える。 しかし、物品調達の場合、1件あたりの金額が小さいことから、端数調整の影響は無視できない。業者は薄利で競争していることから、端数を切り捨てられる調整は死活問題であると考える。 このような根拠の薄い端数調整は、説明が困難であることから、今後やめる必要がある。	物品調達の予定価格については、適正な市況価格の観点からの算定を求められており、積算価格の適否を検討するうえで端数処理が生じる。 端数処理の是非については一概に論じられないが、端数処理のあり方も含め適正な予定価格のあり方について研究していく。
51	122	会計課	県央広域本 部税務部	小切手振出時 のチェック体制 について	指摘	県央広域本部税務部において、小切手の作成は委任出納員が行っているが、作成した小切手の記載金額と小切手作成の根拠となる支出伺い等の根拠書類との突合につき、作成者以外の第三者によるチェックが行われていなかった。 上記取り扱いは、「熊本県会計規則」上、小切手の取扱いに関する事項は、原則として会計管理者または委任出納員が行うこととなっているためと考える。 小切手の発行時のエラー防止、及び資金流出のリスク低減の観点から、小切手の振出に際しては最低限、記載金額だけでも委任出納員以外の者がチェックする体制にする必要がある。	
52	122	会計課	県央広域本 部税務部	小切手振出時 のチェック体制 について	意見	会計規則に沿った事務を適正に実施することは、法規への準拠性という意味で重要であるが、不正や事故を防止するための内部統制の充実といった観点からは、規則以外にも各現場に即した管理体制を整備することが重要である。他の広域本部等においても、実際の現場に即したチェック体制が整っているか見直すことが、内部統制の整備において有用であると考える。	これまでも適切な小切手の取り扱いについて、各種研修機会等を通じて周知・徹底してきたところであり、今後も引き続き会計事務マニュアルや会計事務研修、広報等により周知・徹底していく。
53	125	会計課		小切手用紙整 理簿による小 切手残高の管 理について	指摘	県央広域本部において、小切手の管理に関しては、小切手用紙整理簿を作成し、小切手の受入・交付・廃棄及び残枚数を管理する必要がある。 当該帳簿は委任出納員が記帳し、記載内容の検査及び検印も、委任出納員が行っていることから、第三者によるチェックが行われていない。 上記取り扱いは、「熊本県会計規則」上、小切手の取扱いに関する事項は、原則として会計管理者または委任出納員が行うこととなっているためと考える。 会計規則に沿った事務を適正に実施することは、法規への準拠性という意味で重要であるが、不正や事故を防止するための内部統制の充実といった観点からは、規則以外にも各現場に即した管理体制を整備することが重要である。他の広域本部等においても、実際の現場に即したチェック体制が整っているか見直すことが、内部統制の整備において有用であると考える。	これまでも適切な小切手の取り扱いについて、各種研修機会等を通じて周知・徹底してきたところであり、今後も引き続き会計事務マニュアルや会計事務研修、広報等により周知・徹底していく。

番号	頁	所管課	調査確認部署	件名	指摘・ 意見 の区 分	内 容	改善措置
54	126	会計課	県央広域本 部税務部	領収書の管理について	意見	現金領収書について、連番を事前に印刷しておくことで、仮に領収書の不正な取扱いがわかった場合に誰が交付したのかの特定が容易になり、領収書の紛失の際も、当該紛失した領収書の番号を無効とし、公告することで、当該領収書を提示された者がこれを確認することができ、結果として不正な使用を防止できる。 当該取扱いに関しては、県央広域本部に限られたことではなく、熊本県全体として検討が必要である。	現金領収書の不正な取り扱い防止については、現金領収書を保有する出納員等以外の出納員等が検査し、領収書の日計表の検査認印欄に各領収書ごとに個別に確認し押印する取り扱いを指導している。
55	128	会計課	県北広域本 部総務部	現金入金の預 金口座への預 け入れについ て	意見	情報開示請求に伴う行政文書の写しの作成に要する費用について、現金収入が発生することから、現金出納簿を作成し、入出金を管理している。入金された現金については、入金後ほぼ毎日銀行に預け入れに行っている。徹底した管理を実施している点は評価できる。しかし、効率性を無視した厳密な管理は、別な部分にしわ寄せが出てくる可能性がある。現金の管理を厳密にしたばかりに、預金口座への預け入れにかかる時間が増大し、他のチェック作業等の時間が削られるのであれば本末転倒である。 今後は、金庫において保管できる残高の限度を決め、金庫で保管する期間は毎日現金実査の実施と現金出納簿との照合を実施することを条件に、ある程度預け入れをする頻度を減らす必要があると考える。	現金入金の取り扱いについては、平成28年4月1日に会計規則の一部を改正し職員の事務負担軽減と適切な資金管理の両立を図ることとした。
56	129	会計課	県北広域本 部総務部	小切手帳の使用について	意見	県北広域本部で支出されているものには、小切手を利用して支払っているものがある。 業務の負担を軽減するためには、電気代、水道代、電話代等の支払いについて、今後口座引落の制度が利用できないか、検討が必要である。 また、税務関係の債権差押については、県北広域本部では小切手を使用して資金移動をさせているが、今後広域本部についても公金振替で対応できないか、検討の必要がある。	公共料金については、口座引き落としによる支払及び公金振替の活用について検討する。 税務関係の債権差押金については、公金振替するためのシステム改修費用とその効果を検討する。
57	130	会計課	県北広域本 部総務部	領収書の管理について	指摘	未使用の領収書綴りは別室の大金庫で保管されている。領収書綴り自体への連番は振られておらず、台帳により誰にいつ配布したかを記録しているのみである。一回に配布する領収書は1冊のみであるが、使用済みの領収書綴りの回収は行っていない。 領収書を複数冊持つことで、不正な利用が可能となることから、今後は使用済みの領収書綴りと引き換えに新しい領収書を配布する等、領収書綴りが全て使用済みになっていることを確認する必要がある。また、領収書綴り自体に連番を付す等、紛失等の発生を適時に発見できるよう配慮が必要である。	領収書の管理については、各領収書綴ごとでなく年度で連番を付すこと、複数冊を同時に使用する場合は個々の綴りが特定できる名称の記載、領収書綴りが全て使用済であることを確認したうえで新たに交付する等、これまでも各種研修機会等により周知徹底してきたところであるが、今後も引き続き周知徹底していく。
58	132	管理調達 課	自動車税事務所	燃料券の保 管、管理状況 について	意見	物品管理規則上は、燃料券綴り自体の管理台帳の作成に関する規定はないものの、未使用券の管理や、使用状況を把握するためにも管理台帳の作成を検討すべきである。 燃料券綴自体の受払簿を作成し、受払簿に「受入日」「受入冊数」「払出日」「払出先」「払出冊数」を記載することで、燃料券の使用状況及び保管状況を明確にする必要がある。 また、使用済みの燃料券綴りと交換に新しい燃料券綴りを渡すことや、定期的に出納員の検査を行うことも検討すべきである。	燃料券そのものは切手等と異なり、金銭的価値は無く、また使用後に 石油組合等を通じて県へ支払請求があるため、いつ、どこで、どのよう

番号	頁	所管課	調査確認部署	件名	指摘・ 意見 の区 分	内 容	改善措置
59	134	会計課	自動車税事務所	規則に違反する小切手の取扱いについて		所長名義の当座小切手帳2冊が保管されていた。 会計規則では、会計管理者又は委任出納員の使用する小切手帳は、常時1 冊(出納整理期間を除く)とされており、11月時点で小切手帳を2冊保管していることは会計規則に違反するものである。 会計規則に違反していることから、会計規則に沿った取扱いに即時改めなければならない。	当該当座預金口座を平成28年3月31日に解約し小切手の取り扱い を廃止した。
60	135	会計課	自動車税事務所	小切手用紙整理簿の完備について	指摘	会計規則で記録が義務づけられた「小切手用紙整理簿」が作成されていなかった。 また、整理簿が作成されていないため、同規則に定められた検査も実施されていない状態であった。 会計規則に違反していることから、会計規則に沿った取扱いに即時改めなければならない。	当該当座預金口座を平成28年3月31日に解約し小切手の取り扱い を廃止した。
61	136	会計課	自動車税事務所	委任業務の範 囲を超えた事 務について	指摘	所長名義の当座預金口座を保有し、小切手も使用しているが、当座預金の 開設及び小切手の使用については、出納員に委任された事務に含まれておら ず、そもそも当該口座の開設当初から会計規則違反の状態にあったようであ る。 会計規則に違反していることから、会計規則に沿った取扱いに即時改めなけ ればならない。	当該当座預金口座を平成28年3月31日に解約し小切手の取り扱い を廃止した。
62	136	会計課	自動車税事務所	委任業務の範 囲を超えた事 務について	意見	県内に定置場所を定める車両を保有する県外の納税者から納付を受ける口座として、当座預金口座は当時としては有効であったかもしれないが、現在では様々な納付・送金の手段が整備されており、当座預金口座を保有しておく必要性は低くなっていると思われる。今後、熊本県の歳入口座に直接送金を依頼する等、簡素な方法での納付を検討すべきである。また、他の出先機関で外部から手数料等の納付を受けるところがあれば、同様の状況が存在している可能性がある。 権限がないにも関わらず、当座預金等を利用している事例がないかどうか調査する必要がある。	当該当座預金口座を平成28年3月31日に解約し小切手の取り扱いを廃止した。定期的に会計事務検査を実施していく。
63	150		財政課	ワーキンググ ループへの参 加者について	意見	地方公営企業についても固定資産を有していることから、十分な理解と対応が必要であり、今後早い段階でワーキンググループに両局も参加してもらい、情報の共有化を図る必要があると考える。また、地方公営企業だけでなく、一部事務組合等の出資団体についても連結対象となる。連結対象となる可能性のある出資団体は20団体程存在するが、これらは様々な法律を根拠とする団体であることから、台帳の整備等が必要とされる水準で行われているか不明であり、その状況確認を早急に実施する必要がある。さらに、一部事務組合・広域連合については、この単位で個別財務諸表等を作成する必要があることから、今後どのように構成団体間で作業を分担していくか等をあらかじめ決めておく必要がある。これについても必要な段階でワーキンググループに参加させる等、同様に情報の共有化が望まれる。	地方公営企業である両局だけでなく、一部事務組合や出資団体についても、11月上旬に各連結対象団体所管課向けに開催する連結財務書類作成に関する説明会において、固定資産台帳の整備水準等の状況確認を実施し、年内を目途に把握するとともに、情報の共有化を図っていく。 なお、連結対象となる一部事務組合・広域連合は、現時点では有明海自動車航送船組合が想定されるが、同組合は長崎県と本県で構成して

番号	頁	所管課	調査確認部署	件名	指摘・ 意見 の区 分	内 容	改善措置
64	152			固定資産台帳 の整備につい て	指摘	は公有財産台帳に登録してある財産が存在しない)ことから、十分な管理がなされているとは言い難い。 今後、財務書類に影響を与える部分でもあるので厳格な管理体制が望まれる。財産所管課に対して、文書による異動状況の確認を求めることや、研修会での注意喚起を行うだけではなく、現物調査過程の記録を保存するように指導	当初は、平成28年7月頃に現物確認調査(第二弾)を予定していたが、地震の影響により固定資産台帳の整備そのものが2年間延長となった。このため、延長時期及び財産所管課の負担を勘案し、平成29年度以降の適切な時期に、現物確認調査(第二弾)を実施したいと考えている。現物確認調査(第二弾)では、調査について、いつ、誰が、どのように調査を行ったかがわかるような「調査日報(仮称)」の様式を定め、財産所管課において確実に記録するよう指導するとともに、不一致率が高い所属については記録を求めるなどの対応を講じていきたい。また、台帳に記載がない公有財産(備品を除く)についても、調査対象とする。
65	154		財政課 (公会計制度 改革プロジェ	地方自治法以 外の法律を根 拠に政産の 固定で 査について		る。 しかし、作業量に対して時間的な余裕は少なく、また非常に重要な作業であることから、コストをかけてでも早急かつ慎重に実施すべきものと考える。特に、大規模なインフラ資産については、その現物の確認や登録内容の決定に時間を要する。また、インフラ資産は保有期間が長いことから、既に関係書類が廃棄されている可能性があり、その場合固定資産台帳への登録をどうするか等、熊本県として方針を検討すべき事項が多く発生すると考える。今後、作業の進捗を詳細にモニタリングし、遅れの発生している部署については、予算を確保して調査人員の補充等も実施すべきである。	平成27年6月の各資産保有課向け説明会や、平成28年1月の全所属向け説明会で、固定資産台帳整備に関する説明を行い、着実に準備を進めてきた。しかし、今年4月に発生した平成28年熊本地震への対応により、多くの所属で作業が中断している。現在は、熊本地震による被害状況の詳細把握と、資産の滅失・き損額の算定等に注力しているが、被害の少ない地域においては、固定資産の現物確認や取得年月日等の把握を進めている。なお、関係書類が廃棄され、取得価額が不明な資産については、決算統計データなどを活用し、開始時簿価の算定を行ったうえで登録することとしている。また、膨大な量のインフラ資産を保有する土木部においては、既にデータ入力作業経費を予算措置し、可能な範囲で作業を進めている。今後、11月上旬に開催予定のワーキンググループを通じて作業の進捗管理を行うこととしており、作業効率化の観点からも、必要に応じて外部委託に係る予算措置を行うなど柔軟に対応する。
66	155		改革プロジェ	年度末におけ る現金等の有 価物の一斉調 査について	<del></del>	残高のチェック(ストックの管理)については重視されていない傾向にある。 よって、出納整理期間の運用は継続するとしても、年度末においては一斉に	ストック管理の重点化・適正化を図る観点から、現金については、各保管所属が毎年度末日時点で実査を行った上で作成する「釣銭資金保有残高証明書」によって帳簿上の現金の実在を確認するとともに、各保管部署より報告を受ける会計課において、年度末時点の現金残高と帳簿額が一致しているかの確認を行う。

番号	頁	所管課	調査確認部署	件 名	指摘・ 意見 の区 分	内容	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
67	156		財政課	引当金の検討 について	意見	を計算するためにどのようなデータが必要となるのか、改めて検討する必要が	本県は、国から提供される地方公会計標準ソフトウェアを使用して財務書類を作成する予定であり、引当金計上のためのシステム改修については、特別修繕引当金の計上範囲も含めて、他の自治体との統一性も必要となるため、国等と協議を行いながら要否を検討する。
68	162		財政課	連結範囲の検討について	意見	はつたが式的な要件にけぐ判断するのではなく、美真的に 熊本県の方針が経営判断に強く影響を与える場合や、本来熊本県が直接実施すべき事業を関連団体が行っているような場合等、一体として扱うことが実態を把握するのに合理的である場合は連結の対象とするといった、実態の判断をする必要があるといった。	現行の連結財務書類については、国のマニュアルに従って、各出資団体に対する①出資割合、②役員の派遣状況、③財政支援等の状況を総合的に判断しつつ、毎年度最新の状況を確認・見直した上で、連結対象及び連結方法を決定している。また、出資団体等の経営に実質的な影響力を有するかどうかについても、国のマニュアルを参考としつつ、個々の実態に即して、毎期、最新の情報を基として連結対象とするかの判断を行う。
69	163		財政課	会計方針の統一について	意見	要素となってくる。 現在の作業は、まず県庁内の組織について固定資産台帳等の最も時間の かかる作業を完了させ、連結対象団体については今後の検討事項とされてい	11月上旬に、各連結対象団体所管課向けに連結財務書類作成に関する説明会を開催する。その際に、各連結対象団体の会計方針の確認依頼を行うこととしており、会計方針の現状を把握した上で、県の財務諸表との会計方針を可能な限り統一できるよう関係者と協議を進め、調整を行った上で、連結財務書類を作成する。
70	164	会計課		システムのベ ンダーとの契 約について	意見	システム開発の遅れは、その後の作業の進捗に大きな影響を与えることから、非常に重要な要素である。監査人もかつて、国立大学法人や独立行政法	総合財務会計システムの改修については、平成27年度にシステム改修の影響度調査及び概略設計を行うとともに、財政課と協議し改修仕様を決定した。 平成28年5月にシステム改修のための契約を締結し来年3月までに完成予定である。

番号	頁	所管課	調査確認部署	件名	指摘・ 意見 の区 分	内 容	改善措置
71	165	会計課		システム間の連携確保について	意見	固定資産については、公有財産台帳にもデータが存在しているが、現時点では当該データの流用は検討されていないことから、新たな固定資産台帳システムへのデータの登録が必要となる。 熊本県の公有財産システムには2万3千件の登録データがあり、これを再度登録するには相当な労力と時間がかかる。 今後公有財産台帳のデータを利用できるよう、物品管理システムと固定資産台帳システムが連携できるよう検討すべきである。	資産管理のため物品管理システムと固定資産台帳システムの連携を 進める。
72	166			財務書類等の活用について	意見	た財務諸表から得られるように配慮しておく必要がある。 今回の統一的な基準の導入については、老朽化したインフラ資産の更新といった、日本国全体が抱える重要な問題について、各自治体が今後の方針を	各資産保有課において必要な情報を登録することとしている。 統一的な基準の導入について、引き続き、平成27年4月に設置した公 会計制度改革プロジェクトチームを中心として、制度導入に向けた検討 や、関係システムの構築・改修、庁内所属に対するフォローアップなどを 通じた情報共有を図りつつ、作業状況の進捗管理を実施していく。 一方で、導入に向けて、膨大な資産の現物確認や固定資産台帳の整 備など、全庁的な協力が必要不可欠であることから、全庁的な政策調 整の場である政策調整会議の場で情報共有等を図ることで、円滑に作
73	168		財政課 (公会計制度 改革プロジェ クトチーム)	今後の担当組織について	意見		県が保有する資産は、庁舎や物品、インフラ資産やソフトウェアなど、 多岐・広範囲にわたっている。 特に、インフラ資産については、各々個別法による規定があることから、財務諸表の活用についても、公共施設の老朽化対策など、当該インフラ等の整備・維持を行う所管課が担う方が効果的と考えている。 引き続き、公会計制度改革プロジェクトチームで連携を図り、統一的な 基準による財務諸表が業務に幅広く活用できるよう、研究会報告書の 活用事例等も参考としながら取り組んでいく。
74	. 169		財政課 (公会計制度 改革プロジェ クトチーム)	期首貸借対照 表の作成につ いて	意見		平成28年熊本地震への対応を踏まえ、平成28年度決算からの公会計制度導入及び財務書類等の公表時期を1年以上延伸し、作業スケジュールを見直す。 事業用資産やインフラ資産、物品等それぞれの部署の固定資産台帳整備等、詳細な作業スケジュールについても、公会計制度改革プロジェクトチーム等で検討し、今年度末を目途に決定した上で、全庁的に周知を行う。